

いたばし魅力ある学校づくり審議会の審議状況について

東京都板橋区立の小学校及び中学校等（以下「区立学校」という。）の児童及び生徒数の変化に伴う教育環境の整備及び学校教育の充実を目的として、区立学校の適正規模及び適正配置等に関する事項を審議するため、令和4年より「いたばし魅力ある学校づくり審議会（東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会、以下「審議会」という。）」を開催している。

審議会では諮問に対する答申に向けて議論の視点が設定され、これまで7回にわたり協議が行われており、審議会が設定した議論の視点や現在の審議状況等を下記のとおり報告する。

記

1 審議会開催の目的

子どもたちのための持続可能な教育環境の整備と学校教育の充実のために、板橋区立学校の適正規模及び適正配置のあり方や「いたばし魅力ある学校づくりプラン」後期計画の策定に向けて、区が今後取るべき方向性の基本的考え方及び具体的方策について、様々な立場の方に十分な協議を重ねていただき、方向性を明確にする必要があるため。

2 委員構成

学識経験者 区議会議員 区民委員 区職員 区立学校の教職員 合計 18名

3 審議期間

令和4年4月から令和6年6月（予定）

4 議論の視点と審議スケジュール

月	令和4年												令和5年												令和6年												
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	①	②	③	④	⑤	⑥			
小委員会（回）	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	①	②	③	④	⑤	⑥			
1 適正規模																																					
2 適正配置																																					
3 適正規模化の方法																																					
4 通学区域																																					
5 小中一貫型学校																																					
6 地域協議																																					
7 施設内容・施設更新 その他事項																																					

5 開催状況

回	開催月日	内容
第1回	令和4年4月19日	<ul style="list-style-type: none"> ●会長・副会長の選出 ●諮問、諮問内容説明 ●審議期間、審議会運営について ●呼称や小委員会※設置に関する協議 ※議事を効率的に行うための組織 ●前回答申やいたばし魅力ある学校づくりプラン等に関する報告
第2回	令和4年6月23日	<ul style="list-style-type: none"> ●第1回審議会議事録の区ホームページへの公開について ●第1回小委員会の報告について（審議の進め方） ●意見交換（諮問内容に対する議論の視点や方向性）
第3回	令和4年8月9日	<ul style="list-style-type: none"> ●第2回審議会における主な意見等について ●第2回小委員会の報告について（適正規模等に関する論点整理） ●適正規模・適正配置・適正規模化の方法について ●意見交換（通学区域）
第4回	令和4年10月7日	<ul style="list-style-type: none"> ●第3回審議会における主な意見等について ●第3回小委員会の報告について（通学区域等に関する論点整理） ●大規模化対応について ●通学区域について
第5回	令和4年12月16日	<ul style="list-style-type: none"> ●第4回審議会における主な意見等について ●第4回小委員会の報告について（通学区域等に関する論点整理） ●大規模化対応について ●通学区域・地域協議について
第6回	令和5年2月8日	<ul style="list-style-type: none"> ●第5回審議会の主な意見等について ●第5回小委員会の報告について（大規模化対応等に関する論点整理） ●大規模化対応について ●小中一貫型学校について
第7回	令和5年4月12日	<ul style="list-style-type: none"> ●第6回審議会の主な意見等について ●第6回小委員会の報告について（小中一貫型学校に関する論点整理） ●小中一貫型学校について ●施設内容・施設更新について

6 審議状況

	議論の視点	審議状況
1	適正規模	<p>① 学校では児童・生徒の能力を伸ばしつつ、児童・生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて社会性や規範意識を身につけさせることが重要である。</p> <p>② 集団規模が過大となった場合、児童・生徒一人ひとりの把握やきめ細かな指導、学校行事で活躍できる場を提供することが難しくなることや、学校運営全般にわたり支障が生じる可能性が懸念される。</p> <p>③ 一定の集団規模である学校においては、子どもたちが多様な人間関係の中で社会性や個性を伸長し豊かな人間性の基礎を培い、学力や体力を一層向上させることや学校運営、教員の資質向上等の面でも様々な良さが発揮される。</p> <p>④ 小学校では35人学級編制により、前回答申に記載された教育上望ましい規模(1</p>

議論の視点		審議状況									
		<p>学級あたりの人数)が概ね実現されている。また、経費や人材確保など実現可能性を考慮すると、区独自基準による学級編制は困難である。</p> <p>⑤ 中学校では1学級40人となる可能性があるが、一部教科における習熟度別少人数授業の実施や都の基準による教職員に加え、会計年度任用職員の配置など円滑な学校運営やきめ細かな指導に取り組まれている。</p> <p>⑥ 東京都の教職員定数配当基準では、中学校15学級と18学級を比較した場合には教員定数が5人引き上がり、学校運営上のメリットと考えられることや国の学級規模の考え方を踏まえて、教育上望ましい規模を以下のとおり整理する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成24年答申</th><th>審議会の検討状況</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校規模</td><td>小学校：12～18学級 中学校：12～15学級</td><td>小学校：12～18学級 中学校：<u>12～18学級</u></td></tr> <tr> <td>1学級あたりの人数</td><td>小学校：20人から30人 中学校：30人から35人</td><td><u>明記しない</u></td></tr> </tbody> </table> <p>※法令上、学校規模の標準は小・中学校ともに12～18学級とされている</p> <p>⑦ 教職員配置の充実や学級編制基準の見直しについて、今後も区から国・東京都へ要望することが求められる。</p>		平成24年答申	審議会の検討状況	学校規模	小学校：12～18学級 中学校：12～15学級	小学校：12～18学級 中学校： <u>12～18学級</u>	1学級あたりの人数	小学校：20人から30人 中学校：30人から35人	<u>明記しない</u>
	平成24年答申	審議会の検討状況									
学校規模	小学校：12～18学級 中学校：12～15学級	小学校：12～18学級 中学校： <u>12～18学級</u>									
1学級あたりの人数	小学校：20人から30人 中学校：30人から35人	<u>明記しない</u>									
2	適正配置	<p>① よりよい教育環境の整備と教育の質の充実を図るため、適正規模化に向けた学校配置に取り組むべきである。</p> <p>② 適正規模化による教育環境の整備に加えて、将来的に児童・生徒数が減っていく可能性や学校施設に求められる役割を考慮しつつ、ふさわしい位置に配置する。</p> <p>③ 学校施設に求められる役割を以下のとおり整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害に強い地域づくり（避難所などの防災活動拠点） ・地域の活性化（地域開放などの地域活動拠点） 									
3	適正規模化の方法	<p>【小規模化対応】</p> <p>① 基本方針等※に沿って「課題共有」と「地域を含めた協議会での計画策定」を基本として引き続き取り組むべきである。 ※板橋区立小・中学校の適正配置に関する基本方針（平成24年5月）</p> <p>② 通学区域変更など児童・生徒数の増加につながる取組を検討するべきであるが、将来推計を踏まえて統廃合を含めた検討が必要である。</p> <p>【大規模化対応】</p> <p>① 適正規模化の実現には、通学区域変更や新校設置が対応手法として挙げられる。</p> <p>② 新校設置は用地確保の困難さや区の財政状況等の事情を考えると現実的ではなく、頻繁な通学区域変更は地域の混乱に繋がるため避けるべきである。</p> <p>③ 大規模集合住宅の建設による児童・生徒数の増加は急激かつ一時的なことが多く、将来推計を踏まえて慎重に検討すべきである。</p> <p>④ 過度に大規模化が進んでいる学校に対しては、教育に影響が出ないよう、学校隣接用地の確保に努めつつ、学校施設の拡充や必要な人員確保など運営上の配慮を検討する必要がある。</p> <p>⑤ 大規模校に対する運営上の配慮については、ソフト面では副校長や養護教諭などの特定の職に過度な負担が生じない柔軟な人員配置を検討する必要があるほか、ハード面では増築や改修に限らず既存の施設を活用できるよう設備や機材の拡充を検討する必要がある。</p>									

議論の視点		審議状況						
4	通学区域	<p>① 通学区域の検討に際しては、子どもの教育環境の維持・向上に係る「学校規模」、「通学の安全確保」及び「小学校と中学校の通学区域の整合性」を基本事項とする必要がある。</p> <p>② 円滑な学校運営の観点から町会・自治会区域及びP T Aや青少年委員の地区分けなど様々な視点に配慮して検討するべきである。</p> <p>③ 通学距離に関しては、通学距離や道路状況等を総合的に考えて弾力的に考える必要があり、特に中学校においては小学校の通学区域と整合性を図ることをめざして、より柔軟に検討することが求められる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">考慮すべき視点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本事項</td><td>適正規模の実現 ／ 安全性・通学距離 ／ 小・中学校の通学区域の整合性</td></tr> <tr> <td>配慮事項</td><td>町会・自治会/支部区域との整合性 ／ その他事項（P T Aや青少年委員の地区分けなど）</td></tr> </tbody> </table>	考慮すべき視点		基本事項	適正規模の実現 ／ 安全性・通学距離 ／ 小・中学校の通学区域の整合性	配慮事項	町会・自治会/支部区域との整合性 ／ その他事項（P T Aや青少年委員の地区分けなど）
考慮すべき視点								
基本事項	適正規模の実現 ／ 安全性・通学距離 ／ 小・中学校の通学区域の整合性							
配慮事項	町会・自治会/支部区域との整合性 ／ その他事項（P T Aや青少年委員の地区分けなど）							
5	地域協議	<p>① 教育委員会ではこれまで適正規模化、適正配置の協議に際して「協議会」を設置し、学校関係者及び保護者や町会・自治会等の地域との間で意見集約と合意形成を図ってきており、引き続き保護者や地域での検討を重視すべきである。</p> <p>② 適正規模化、適正配置が学校運営に与える影響は大きく、学校運営を共に担うコミュニティ・スクール委員会が果たす役割は大きい。</p> <p>③ 今後は、コミュニティ・スクール委員会を活用するとともに、学校や地域の実状を勘案したうえで学校に関わる様々な立場の方からの意見を集めながら協議を進めることが求められる。</p> <p>④ 協議の過程において、必要に応じて教育委員会より対応可能な具体的方策を示すなど、協議に係る負担軽減を図ることが望ましい。</p>						
6	小中一貫型学校	<p>① 小中一貫型学校の設置は、小中一貫教育を推進し、ひいては子どもたちのよりよい成長のための1つの手段である。</p> <p>② 交流授業等による異学年間の交流により、子どもたちの学習意欲の向上に繋がるほか、下級生に対する優しさや上級生への憧れといった学習面だけに留まらない多くの教育効果が期待できる。</p> <p>③ 区では学びのエリアを核とした小中一貫教育を行っており、小中一貫型学校において、学校や地域の事情を踏まえた特色ある学校づくりや先駆的な研究を進め、その取組や効果を学びのエリア内や全区的に波及させることにより教育の質を高めることができるため、効果的な活用や配置を検討することが求められる。</p> <p>④ 新たな選択肢である小中一貫型学校では、既存の課題解消のためだけではなく、義務教育9年間を通してめざす子ども像を示し、特徴的な取組を検討・推進することが重要な役割である。また、周辺小学校からの進学者と内部進学者との間で人間関係の構築に差が出ないように配慮する必要性を踏まえたうえで、設置を検討する必要がある。</p> <p>⑤ 設置の検討にあたっては、学級数や通学区域が様々であることから、一概に整備条件を掲げることは難しいが、以下の点に考慮し検討することが望ましい。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">設置にあたって考慮すべき点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">①小学校と中学校の通学区域の整合性や就学傾向 ／ ②通学距離や通学にかかる安全性</td></tr> </tbody> </table>	設置にあたって考慮すべき点		①小学校と中学校の通学区域の整合性や就学傾向 ／ ②通学距離や通学にかかる安全性			
設置にあたって考慮すべき点								
①小学校と中学校の通学区域の整合性や就学傾向 ／ ②通学距離や通学にかかる安全性								

議論の視点		審議状況
7	施設内容・施設更新	<p><u>※第7回審議会で出された意見を次回の審議会で協議予定</u></p> <p>【施設内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 個別最適な学びと協働的な学びを実現するだけでなく、将来的な教育環境の変化も見据えた「変更可能な区画」を意識した施設内容とすることが重要である。 ② 学習環境を作るにあたっては、余裕をもった学習スペースを確保する視点が必要である。 ③ 個別最適な学びによる授業形態の多様化を踏まえ、学校や生徒とも連携を図りながら柔軟性をもって取組む必要がある。 ④ 教職員が学校全体を学びの空間として捉えて豊かな空間の作り方の視点を持つもらうための意識改革が求められている。 <p>【施設更新】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 施設の有効活用のために、設計段階から学校や児童・生徒の意見を取り上げていくことが重要である。 ② 今後、更新を迎える学校施設数を勘案すると、財政状況は厳しいと感じる。 ③ 将来的に学齢人口の減少が予想される中で、例えば小学校2校と中学校1校を小中一貫型学校にするといった対応や施設の複合化を行うことで、財政面や児童・生徒数と学校数のバランスは取れてくるのではないかと思う。 ④ 子どもたちにとって、校庭や体育館などの遊びのスペースも大事であり、スペースを確保するためには高層化改築もやむを得ないのではないか。 ⑤ 長寿命化改修にあたっては、単に老朽化した設備を直すという考え方だけではなく、学校機能を充実させる視点を持つべきである。

7 今後の予定

第8回審議会を令和5年6月30日に開催予定

*今後のスケジュールは項番4「議論の視点と審議スケジュール」のとおり